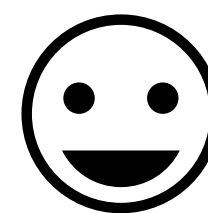


指定難病の償還払い申請のご案内

償還払い申請とは？

新規申請等で、受給者証が届くまでの間に、自己負担上限額を超えて支払った指定難病の医療費は、償還払いの申請によって、差額が返金されます。

次の必要書類をそろえて提出してください。



償還払い請求に必要な書類

① 特定医療費（指定難病）償還払申請書

受給者以外の親族が申請者となる場合は、委任欄への記入が必要です。
口座情報は、申請者（受任者）のものを記入してください。

② 診療報酬等領収証明書（領収書や明細書の代用不可）

医療機関・薬局ごとに作成が必要です。※証明書の発行手数料は、申請者の負担です。

③ 申請者の振込先口座のわかるもの

貯金通帳2ページ目のコピー、口座情報表示画面のコピーなど

④ 受給者証及び自己負担上限額管理票のコピー

未使用の場合もコピーを提出してください

⚠️ 留意事項 ⚠️

○ 手続きは任意です。

手続きの手間や証明書の発行手数料を踏まえ、申請するかどうかをご検討ください。

○ 支払い金額より、証明書の発行手数料が高くなる場合があります。

発行手数料は、各医療機関や薬局で異なるため、依頼する医療機関へご確認ください。
（例：償還払い予想額3,000円、発行手数料3,300円の場合、300円のマイナス）

○ 高額療養費を超えてお支払いすることはできません。

- ・ 高額療養費とは、健康保険の医療費制度です。
- ・ 高額療養費（所得や年齢等で定められています）の限度額を超えて支払った場合は、まず、加入する医療保険者が支給します。詳しくは、加入する医療保険者にご確認ください。

償還払いに関するQ&A

Q 1 償還払い申請は、必ず行う必要がありますか？

A 1 必ず行う必要はありません。

医療機関等から払いすぎた分を返金してもらえる場合もあるので、医療機関等へ問い合わせください。医療機関等から返金をしてもらえなかった場合は、償還払いの申請をご検討ください。

Q 2 償還払いの対象は？

- A 2
- 受給者証の有効期間内に、難病指定医療機関で行われた、受給者証に記載された指定難病に関する保険診療。
 - 各月の支払合計額と受給者証記載の月額自己負担上限額の差額
 - 保険の自己負担割合が3割の方は、2割負担に軽減されるので、その差額

【対象とならないもの】

- ① 指定難病以外、受給者証有効期間外、指定医療機関以外、保険適用外の診療。
- ② 保険適用外の費用
例：個室料、食費、文書料、介護保険の利用限度額を超えたサービスなど
- ③ 療養費の支給対象となった費用
例：窓口で10割負担した医療費、治療用装具、海外での医療費

【医療保険が優先です】

広島県からの返金額は、医療保険の高額療養費の自己負担上限額までとなります。高額療養費の自己負担上限額を超える医療費は、医療保険者から支給されます。高額療養費については、加入する医療保険者にお問い合わせください。

Q 3 申請書類の提出後、いつ頃、返金されますか？

A 3 おおむね、4～5か月要します。

ただし、書類の不備等があれば、更に時間を要する場合があります。入金通知は行っておりませんので、振込は通帳記入でご確認ください。振込名義は「ケンシッパ ｲｲｸｶ」です。

Q 4 申請書や証明書の様式はどこでもらえますか？

A 4 広島県のホームページに掲載しています。

【難病医療費助成制度について（広島県ホームページ）】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/shinnannbyou.html>

※ ホームページからのダウンロードが難しい場合、保健所でも配布しています。

Q 5 問い合わせ先・提出先はどこですか？

A 5 受給者の方の住所地を管轄する保健所（支所）になります。各保健所の住所・電話番号等は裏面をご覧ください。

お問い合わせ先・提出先

(広島県 健康福祉局 疾病対策課 ☎082-513-3070)

お住いの地域	問い合わせ・提出先	所在地 / 電話
大竹市、廿日市市	西部保健所 (保健課 健康増進係)	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68 ☎ (0829) 32-1181
安芸高田市、府中町 海田町、熊野町、坂町 安芸太田町、北広島町	西部保健所 広島支所 (保健課 健康増進係)	〒730-0011 広島市中区基町10-52 (広島県農林庁舎1階) ☎ (082) 513-5526
呉市	呉市保健所 (地域保健課)	〒737-0041 呉市和庄一丁目2-13 ☎ (0823) 25-3525 ※東保健センター、保健出張所でも受付可。
江田島市	西部保健所 呉支所 (厚生保健課 保健係)	〒737-0811 呉市西中央一丁目3-25 ☎ (0823) 22-5400
竹原市、東広島市 大崎上島町	西部東保健所 (保健課 健康増進係)	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 ☎ (082) 422-6911
三原市、尾道市 世羅町	東部保健所 (保健課 健康増進係)	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 ☎ (0848) 25-2011
福山市	福山市保健所 (保健予防課)	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 ☎ (084) 928-1127 ※福山市各支所(保健福祉課)でも受付可。
府中市、神石高原町	東部保健所 福山支所 (保健課 健康増進係)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 ☎ (084) 921-1311
三次市、庄原市	北部保健所 (保健課 健康増進係)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 ☎ (0824) 63-5181